

令和2年第6回（11月）臨時会

東伊豆町議会会議録

令和2年 11月30日 開会

令和2年 11月30日 閉会

東伊豆町議会

令和 2 年第 6 回 東伊豆町議会臨時会 会議録目次

第 1 号 (11月30日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○町長挨拶	3
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○発議第5号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	5
○専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号））	6
○議案第69号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	8
○議案第70号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について	10
○議案第71号 町立体育センター改修工事（建築工事）請負変更契約について	11
○閉会の宣告	13
○署名議員	15

令和2年第6回東伊豆町議会臨時会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和2年11月30日（月）午後1時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 発議第5号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号））

日程第 5 議案第69号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第70号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第71号 町立体育センター改修工事（建築工事）請負変更契約について

出席議員（12名）

1番	楠 山 節 雄 君	2番	笠 井 政 明 君
3番	稲 葉 義 仁 君	5番	栗 原 京 子 君
6番	西 塚 孝 男 君	7番	須 佐 衛 君
8番	村 木 脩 君	10番	内 山 慎 一 君
11番	藤 井 廣 明 君	12番	鈴 木 勉 君
13番	定 居 利 子 君	14番	山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	太 田 長 八 君	副 町 長	鈴 木 利 昌 君
教 育 長	黒 田 種 樹 君	総 務 課 長	村 木 善 幸 君
教 育 委 員 会 長	梅 原 巧 君	水 道 課 長	鈴 木 貞 雄 君
事 務 局 長			

水道課参事 前田浩之君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 国持健一君 書記 吉田瑞樹君

開会 午後 1 時 0 0 分

◎開会の宣告

○議長（村木 脩君） 皆様、こんにちは。

令和 2 年東伊豆町議会第 6 回臨時会の開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本臨時会には、条例改正及び専決処分に関する承認案、変更契約が上程されております。また、今臨時会より採決を起立によるものといたします。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、説明員は関連する最小限の人員の出席としましたので、御承知ください。

議員各位におかれましては、健康に十分御留意され、円滑に議事を進行されますようお願い申し上げます、開会の挨拶とします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和 2 年東伊豆町議会第 6 回臨時会は成立しましたので、開会します。

◎町長挨拶

○議長（村木 脩君） 町長より挨拶をいたします。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、こんにちは。

令和 2 年第 6 回臨時会を招集申し上げたところ、議員各位におかれましては何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今臨時会において御審議のほうをお願い申し上げます内容は、職員の給与条例など条例の一部改正が 2 件ございます。10 月の人事院勧告に伴い、国家公務員の一般職に準じ、職員の給与条例の一部改正及び町の特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部改正であります。

また、工事請負契約の変更に関する案件、加えまして、緊急に水道施設を修繕する必要が生じたために、令和２年度水道会計補正予算（第３号）を10月30日に専決処分させていただきましたので、承認を求めるものでございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

町民並びに議員におかれましては、これからまた冬を迎え日増しに寒さが厳しくなりますので、健康には十分留意され、ますますの御健勝でありますことを祈念申し上げまして、臨時会開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（村木 脩君） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（村木 脩君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
議事日程に従い議事を進めます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（村木 脩君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において５番、栗原議員、６番、西塚議員を指名します。

◎日程第２ 会期の決定

○議長（村木 脩君） 日程第２ 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日１日といたしたいと思います。これに御異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 発議第5号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長(村木 脩君) 日程第3 発議第5号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

10番、内山議員。

(10番 内山慎一君登壇)

○10番(内山慎一君) それでは、発議第5号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年11月30日提出。

東伊豆町議会議長 村木 脩様。

提出者 東伊豆町議会議員 内山慎一。

賛成者 東伊豆町議会議員 楠山節雄。

今回の提案理由については、今回の改正については、人事院勧告に準じ議員の期末手当の支給率の引下げを行うため、条例の一部を改正するものです。

3枚目の新旧対照表を御覧ください。

改正内容ですが、第4条2項の下線部分の「100分の185」を「100分の180」に改め、支給率を100分の5と引き下げるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行します。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(村木 脩君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(発言する人なし)

○議長(村木 脩君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(発言する人なし)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより発議第5号 東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村木 脩君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第3号))

○議長(村木 脩君) 日程第4 専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第3号))についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

この専決処分につきましては、京王配水池水中ポンプ故障により早急に更新工事を実施する必要が生じたため、令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第3号)を処分したものであります。

詳細につきましては水道課長より説明いたさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについての令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第3号）について、概要を御説明いたします。

総則。

第1条 令和2年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

資本的支出の補正。

第2条 令和2年度東伊豆町水道事業会計予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「1億8,366万5,000円」を「1億8,581万5,000円」に、過年度分損益勘定留保資金「1億8,366万5,000円」を「1億8,581万5,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正いたします。

支出、第1款資本的支出、既決予定額1億8,366万5,000円に215万円を追加し、1億8,581万5,000円といたします。

第1項建設改良費、既決予定額8,675万7,000円に215万円を追加し、8,890万7,000円といたします。

恐れ入りますが、7ページをお開きください。

参考資料により補正内容を説明させていただきます。

1款資本的支出、1項建設改良費、3目配水及び給水施設整備費、39節工事請負費215万円の増は、京王配水池水中ポンプ故障により更新工事を実施するための増額措置であります。

以上、簡単ではございますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算(第3号))についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村木 脩君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第69号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(村木 脩君) 日程第5 議案第69号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第69号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

令和2年10月7日の人事院勧告を受け、国家公務員の給与法改正が令和2年11月27日に成立し、これに準じた措置を講ずるため、当町職員の給与条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、民間の特別給の支給割合との均衡を図り、職員の期末手当100分の5月分を引き下げる内容となっております。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 総務課長。

○総務課長(村木善幸君) それでは、ただいま提案されました議案第69号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、お手元の新旧対照表により概要を説明させていただきます。

令和2年10月7日に国家公務員の給与に対する人事院勧告がなされ、国家公務員の給与法改正が令和2年11月27日に成立いたしました。これに準拠し、当町の給与条例を改正するものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表の1ページ、第1条関係を御覧ください。

第15条の5の期末手当についてですが、人事院勧告で示された期末手当を民間の支給割合4.46月に見合うよう100分の5月分引き下げ、現行100分の130月である12月支給分を100分の125月とする内容です。これにより、年間の期末勤勉手当支給割合が「4.5月」から「4.45月」となります。

なお、再任用職員につきましては変更ありません。

以上、第1条につきましては公布の日から施行します。

続きまして、新旧対照表の2ページ、第2条関係を御覧ください。

同じく第15条の5の期末手当についてですが、本改正第1条において令和2年度人事院勧告として100分の5月分減としたものを、令和3年度期末手当の6月、12月支給分に100分の2.5月ずつ均等に振り分ける内容です。これにより、令和2年度では6月の100分の130月、12月の100分の125月支給だったものが、令和3年度では、6月、12月ともに100分の127.5月へ改正となります。

以上、第2条については令和3年4月1日から施行を予定しております。

以上、簡単ではございますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第69号 東伊豆町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村木 脩君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第70号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(村木 脩君) 日程第6 議案第70号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第70号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

職員の人事院勧告による期末手当の引下げに準拠し、町長、副町長、教育長の12月期の期末手当の支給率を100分の5月分引き下げる内容でございます。

詳しくは総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 総務課長。

○総務課長(村木善幸君) それでは、ただいま提案されました議案第70号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、お手元の新旧対照表により概要を説明させていただきます。

令和2年度人事院勧告に伴う職員の期末手当の引下げ改正に準拠し、常勤の特別職である町長、副町長、教育長の12月期末手当の支給率を100分の5月分引き下げる内容でございます。

恐れ入りますが、第1条関係の新旧対照表の1ページを御覧ください。

第4条第2項において、一般職の改正に準じて100分の5月分引き下げ、現行100分の217.5月である12月支給分を100分の212.5月とする内容です。これにより、年間の期末勤勉手当支給割合が「4.1月」から「4.05月」となります。

以上、第1条につきましては公布の日から施行します。

続きまして、新旧対照表第2条関係を御覧ください。

同じく第4条第2項の期末手当についてですが、本改正第1条において100分の5月減としたものを、令和3年度期末手当の6月、12月支給分に100分の2.5月ずつ均等に振り分ける内容です。これにより、令和2年度では6月が100分の192.5月、12月が100分の212.5月支給だったものが、令和3年度では、6月が100分の190月、12月が100分の215月へ改正となります。

以上、第2条については令和3年4月1日から施行を予定しております。

以上、簡単ではございますが概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第70号 東伊豆町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第71号 町立体育センター改修工事（建築工事）請負変更契約 について

○議長（村木 脩君） 日程第7 議案第71号 町立体育センター改修工事（建築工事）請負変更契約についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第71号 町立体育センター改修工事(建築工事)請負変更契約について提案理由を申し上げます。

去る8月11日に議決いただいた同工事について増額の変更請負契約を締結したため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては教育委員会事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長(梅原 巧君) それでは、ただいま提案されました議案第71号 町立体育センター改修工事(建築工事)請負変更契約について御説明させていただきます。

増額となる変更箇所ですが、屋根部分で破損が確認されたケラバ部分と軒の天井部分の改修を、室内におきましては、アリーナの床の状態が悪いため一部張りかえを、また、内壁ではひびや穴が空いた箇所があったためその部分の改修を、正面玄関周りでは、自動ドアにひびが入っているため1枚を交換、玄関・階段部分の補修と軒先の雨どいを改修させていただく内容となっております。

これによりまして、添付の変更仮契約書のとおり、契約金額を194万1,500円増の5,958万1,500円とさせていただくこととなります。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) これより議案第71号 町立体育センター改修工事(建築工事)請負変更契約についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(村木 脩君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（村木 脩君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和２年東伊豆町議会第６回臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 １時２３分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____